

森本 隆 様

舞鶴市長 鴨田 秋津



行政文書不存在決定通知書

令和6年8月9日付けの行政文書の開示請求について、行政文書が存在しませんでしたので、舞鶴市情報公開条例第9条第2項の規定により、通知します。

行政文書の件名 又は内容	舞鶴市図書館基本計画(案)に係る意見募集(パブリック・コメント)時に東舞鶴図書館を廃止にする事を示した書類や内容がわかるもの全て
不存在の理由	舞鶴市図書館基本計画(案)に係る意見募集を行った令和4年10月時点において、廃止を示した文書等は存在しないため。
担当部課等	生涯学習部 図書館課 電話番号 0773-68-9221 (内線)
備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として(訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



様式第1号 (第3条関係)

令和6年8月9日

舞鶴市長様

住所 京都府舞鶴市喜多 1105-40
(株)DIYSTYLE 内事務局
請求者氏名 市民オンブズマンまいづる
代表 森本 隆

電話番号 090-8657-9128

[法人その他の団体にあつては、事務所又は事業
所の所在地並びに名称及び代表者の氏名]
連絡先 (法人その他の団体の担当者)

氏名 市民オンブズマンまいづる 森本隆
電話番号 090-8657-9128

行政文書開示請求書

舞鶴市情報公開条例第4条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求に係る行政文書の件名又は内容	舞鶴市図書館基本計画(案)に係る意見募集(パブリック・コメント)時に東舞鶴図書館を廃止にする事を示した書類や内容がわかるもの全て
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付(送付希望の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無)
請求に係る行政文書の開示が公益上必要がある理由	(仮称)舞鶴市立中央図書館計画の詳細について確認するため。
※ 受付年月日	年 月 日
※ 担当部課等	部 課 電話番号 (内線)
※ 備考	